

気候変動枠組条約第 29 回締約国会議の際の議員会議派遣日本国会代表团報告書

団 長 参議院議員 越智 俊之
同 宮崎 勝
同 行 環境委員会調査室調査員 平田 知子
会議要員 国際会議課 近藤 智哉

気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（C O P 29）の際の議員会議（以下「議員会議」という。）は、2024 年 11 月 16 日（土）及び 17 日（日）、バクー（アゼルバイジャン）のバクー・スタジアムで開催された C O P 29 会場内グリーンゾーンのアースカンファレンスルームにおいて、I P U（列国議会同盟）及びアゼルバイジャン議会の共催の下、52 か国、3 の準加盟員（国際議員会議）及び 9 のオブザーバー（国際機関等）から 147 名の議員の参加を得て開催された。

今次議員会議は、参議院代表团のみで日本国会代表团（団長・越智俊之参議院議員）を構成し、同会議に参加した。

議員会議は、C O P 29 の主要事項及び方向性に関する情報の入手、気候変動問題に対して議会がとるべき行動についての議論を行うこと等を目的として開催された。

以下、本報告書では、議員会議の概要及び日本国会代表団の活動について報告する。

1. 会議開催前の準備（成果文書案に対する修正案の提出等）

議員会議の報告委員であるソルタン・ママドフ・アゼルバイジャン議会議員により成果文書案が作成され、事前に加盟国議会に送付された。

同成果文書案には、パリ協定を始めとするこれまでの国際合意の内容と整合性を欠くものも含まれていたことから、日本国会代表団は、損失及び損害（ロス&ダメージ）に係る資金協力における先進国以外の国による自主的な支援の奨励を含め正確性を期すための文言修正等、八件のパラグラフに対する修正案を事前に提出した。

なお、2024 年 10 月に開催された第 149 回 I P U 会議において、日本国会代表团（団長・吉井章参議院議員）が、成果文書案に対する日本修正案について、同会議第 2 委員会で発言するとともに、ママドフ報告委員と意見交換を行っているところである。

2. 議員会議の概要

（1）開会セッション

議員会議の議長であるサヒバ・ガファロヴァ・アゼルバイジャン議会議長、トゥリア・アクソン I P U 議長（タンザニア国民議会議長）及びムフタル・ババエフ C O P 29 議長が発言を行った。

（イ）ガファロヴァ・アゼルバイジャン議会議長は、気候変動は人類最大の課題であり、国境を越え共同の取組が必要であると訴えた。そして、議会間の協力は、知見、経験及び最良事例を共有し、世界全体に特別な意義と利益をもたらすことを強調した。さらに、C O P 29 は、気候変動対策にとって正念場であり、地球規模の連帯と団結を示すべきときであると訴えた。

（ロ）アクソン I P U 議長は、気候変動という世界的危機に立ち向かうには、効果的な政策や法律とともに持続的な政治的意志が必要であり、I P U は、世界中の議会でこうした意志が結集し、強化され、気候変動対策が講じられるよう支援していると述べた。また、議会人は、国際合意と国内措置とのギャップを埋める重責を担っており、政府の対策を精査し、予算を効果的に配分し、国民の気候変動への理解を促すことで、あらゆるレベルで気候変動対策を優先させることができる独自の立場にあると強調した。

（ハ）ババエフ C O P 29 議長は、議会に対して、立法措置と説明責任を通じ、政府に野心的な気候計画の策定及び実施を促す役割を期待していると述べた。また、議会は、予算の審議と監視を通じ政府の経済政策決定に重要な役割を果たしていることから、対策実施のための資金調達及び気候変動に強靱な世界の構築に不可欠な役割を果たすことを強調した。さらに、C O P 29 においては、気候資金に関する新規合同数値目標が最優先交渉事項となっており、公正で野心的な目標の合意に向けた支援を訴えた。

（２）世界の議員コミュニティに向けた特別講演

サイモン・スティル国連気候変動枠組条約（U N F C C C）事務局長が、特別講演を行った。

スティル事務局長は、各国には気候変動対策の強化及び加速が求められており、国が決定する貢献（N D C）の次期提出がその絶好の機会であると訴えた。また、各国議会の役割について、第一に政府交渉団が可能な限り野心的となるよう支援すること、特に C O P 29 においては、新規合同数値目標に係る交渉を支援すること、第二に自国の次期 N D C がより野心的な内容で策定されるよう様々な関係者を巻き込んで取り組んでいくこと、第三に隔年透明性報告書を通じ各国が N D C の実施に係る説明責任を果たすことを促すことであると述べた。

（３）第１セッション「気候コミットメントの現実化：緩和目標の引上げ及び国が決定する貢献の実施に向けた議会の役割」

モーゼス・カジワング・ケニア上院議員がモデレーターを務め、パブロ・ヴィエリア・NDCパートナーシップ支援ユニット・グローバルディレクター、アリーナ・アヴェルチェンコワ・ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス気候変動・環境グランサム研究所特別政策フェロー及びルーカス・ハマー・オーストリア国民議会議員によるプレゼンテーションの後、越智団長を含む各国参加議員が発言を行った。

（イ）ヴィエリア・グローバルディレクターは、NDCパートナーシップによる途上国へのNDCの策定及び実施支援を紹介するとともに、野心的な気候変動対策の早期実施には、資金が重要な要素であると説明した。さらに、対策実施と資金確保のギャップを早急に埋める必要があり、これには政治が主体的に取り組むことが必要であると訴えた。また、次期NDCは、質が高く、野心的で、実施可能で、投資を呼び込むものでなければならないと強調した。

（ロ）アヴェルチェンコワ特別政策フェローは、NDCの更新に際しては、緩和・適応の両面で野心的であることに加え、NDCを法制度に統合していくことが重要であると訴えた。すなわち、気候法を制定することによって、第一に政府の対応能力を強化するとともに気候変動対策を主流化し、第二に気候変動対策に関する政府の説明責任を明確にすることで透明性を確保し、第三に国と地方自治体との垂直方向での連携を可能とし、第四に政策の後退を防ぐことが可能となると説明した。さらに、気候法に規定すべき主な事項として、第一に長期目標の実現及びその道筋、第二に毎年の進捗状況評価及び是正措置の実施、第三に議会及び専門家で構成される独立機関の関与、第四に関係者や市民の参画を挙げた。

（ハ）ハマー議員は、オーストリアの2040年気候中立に向けた取組を紹介するとともに、NDCがパリ協定と整合的で実質的なものとなるよう、議会人は、政府が目標を引き上げ、その目標を法定化し、具体的対策を実施するよう促さなければならないと訴えた。さらに、化石燃料に依存しない経済への公正な移行に向け、議会人の役割が更に重要になっていくことを強調した。

（ニ）越智団長は、概要以下のとおり発言した。

次期NDCは、パリ協定の1.5℃目標と整合的であることが求められており、我々は、経済全体の総量削減目標の設定が必要であると考えている。日本では、現在、次期NDCの策定等に向けた議論を行っており、国会は、これらが、1.5℃目

標と整合的であるかと同時に、国民生活を守るため、エネルギー安定供給及び経済成長を実現するものであるかを確認する必要がある。さらに、次期NDCの策定後には、その達成に向け、法律の整備や予算配分の議論を進めていくことも役割だと考える。

法整備や予算配分というマクロ的な取組に加え、ネットゼロに向けた取組への多様な主体の参画を促すため、議会が果たすべき役割について、特に、サプライチェーン全体での温室効果ガス削減のための取組が重要であると考えているが、パネリストの意見を伺う。

越智団長の発言に対し、アヴェルチェンコワ特別政策フェローは、多様な主体の参画には、気候法に関係者との協議を規定すること、気候市民会議等広く一般市民の参画についても検討すること、さらに、議会自身が公聴会等様々な主体の参画を確保することが効果的である旨回答した。また、ハマー議員は、サプライチェーン全体及び地域コミュニティの関与について、法律で短期及び長期目標を規定し方向性を明確化すること、反対の声も含め地域の意見を聞くことが重要である旨回答した。

（４）第２セッション「世界における気候資金をめぐる構造の説明：リソースの動員及び気候資金へのアクセスの合理化」

ニガー・アルパドライ・アゼルバイジャン議会議員兼COP29気候変動ハイレベル・チャンピオンがモデレーターを務め、アラン・ボーヴィラール緑の気候基金（GCF）戦略・政策・イノベーション部長、マフムード・モヒールディン国連持続可能な開発のための2030アジェンダ資金調達特使、クリスタ・ミッコネン・フィンランド議会議員及びサムソン・マテマ・ジンバブエ下院議員によるプレゼンテーションの後、宮崎勝参議院議員を含む各国参加議員が発言を行った。

（イ）ボーヴィラール部長は、気候変動に関する金融構造は、規模、スピード、アクセス、ガバナンス面から現下の危機的状況に対応できていないことを指摘し、GCFが、規模を拡大し、資金動員を加速し、気候変動に最も脆弱な国々に資金を振り付けるよう取り組んでいることを紹介した。さらに、効率的な資金管理に向けた審査の迅速化等の改革、案件形成段階への支援、各国の主導的な対策実施に向けた国別プラットフォームの設定等への支援、他の基金との連携改善等に取り組んでいると説明した。

（ロ）モヒールディン特使は、新規合同数値目標について、数値だけでなく、報告及び運用システムが必要であると訴えた。また、気候資金に関し、量的不足、手続面での効率の悪さ、商業レートでの借入れによる特に適応分野での資金確保

の困難さを指摘し、資金調達やプロジェクト実施における民間部門の役割の拡大を強調した。これらに対応するため、多国間開発銀行を改革し、効率性を高め、資本を増強することに加え、議会には、国家予算をNDCと整合させるとともに、民間資金が適切に活用されているかを監視する役割があると訴えた。

(ハ) ミッコネン議員は、我々には更なる気候変動対策が求められており、クリーンな移行の加速には、より多くの資金が必要であることから、先進国による途上国支援はもちろんのこと、新興国もその責任を担っていること、公的資金だけでなく民間資金の動員も必要であることを訴えた。また、新規合同数値目標に関する若い世代からの政策提言を紹介した。

(ニ) マテマ議員は、議会人には、気候変動という現下の課題に応え、パリ協定の目的に沿った法律を制定する責任があると訴えた。また、ジンバブエが干ばつや洪水等の気候変動による深刻な影響を受けていることを紹介した上で、地球温暖化の大部分は北半球の国々が引き起こしたものであり、北半球の国々は、南半球の国々が不均衡に被っている負担を軽減するため、気候資金について十分に貢献するべきであると主張した。

(ホ) 宮崎議員は、概要以下のとおり発言した。

日本は、気候資金コミットメントを着実に実施している。気候目標の達成のためには、気候変動対策への更なる投資拡大が求められており、全ての資金フローをパリ協定の目的に一致させ、公的資金だけでなく民間投資を一層拡大させることが必要不可欠である。

日本国会代表团は、今般の成果文書は、パリ協定及びこれまでのCOPでの合意に即したものであることが必要と考えており、ロス&ダメージ支援への資金拠出が先進締約国のみに求められるものではない旨の修正案を提出した。気候変動対策に向けた財源の確保が大きな課題となる中で、能力のある締約国の貢献も含め、各国の協力が必要不可欠である。

宮崎議員の発言を受け、第2セッション終了後、ママドフ報告委員から、ロス&ダメージへの資金協力に関する日本修正案を成果文書に反映したい旨の申出があった。

(5) 第3セッション「気候変動に対するレジリエンスの強化：適応と地方のエンパワーメントの拡大」

マルワン・アイ・メヘイリ・アラブ首長国連邦国民評議会議長がモデレーターを務め、ジョナサン・ストーン国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）気候・環

境・レジリエンスユニットマネージャー、ミレイ・アタラ国連環境計画（UNEP）気候変動課適応・レジリエンス主任及びアウェイス・ハイダー・ジャカル・パキスタン下院議員によるプレゼンテーションの後、越智団長を含む各国参加議員が発言を行った。

（イ）ストーン・マネージャーは、IFRCが人道支援のみならず気候変動への対応も支援しており、地域レベルでの取組を重視していることを紹介した。地域では、対策の機運を盛り上げていくことが必要であり、機運が高まり地域からより上流の取組へと広がることで、最終的に気候変動対策全体を成功させることができる」と述べた。その際には幅広い関係者が連携することが必要であり、地域代表である議会人に対しIFRCとの連携強化を呼び掛けた。

（ロ）アタラ主任は、気候変動に対しては、気候法だけでなく、農業、社会インフラ、エネルギー、労働等のあらゆる分野の法律で対応することが必要であり、その際には人口や経済が集中する都市部に十分なリソースが充てられることが重要であると述べた。また、世代間衡平性の観点から炭素市場の問題点を指摘した。さらに、都市計画等の段階から自然資本への配慮が重要であると訴えた。

（ハ）ジャカル議員は、議会人は、気候変動から地球を救い、貧困から脱却し、経済成長を実現するとの共通の目的の下に議員会議に集結しており、気候変動、水資源の確保、エネルギー不足、食糧安全保障及び女性のエンパワーメントについて共通の解があると訴えた。さらに、パキスタンにおいて実施されている植林や屋根置き太陽光発電等の取組を紹介し、排出削減にとどまらず雇用創出や家計の収入増加にも資することを説明した。

（二）越智団長は、概要以下のとおり発言した。

日本は、気候変動適応法の制定等、幅広い関係者が協力して適応策を推進するための法的枠組みを整えており、農林水産業、自然生態系、社会インフラ、健康等の様々な分野で適応策が進められている。一方、近年の大型台風や大雨は、生命や家屋といった財産を奪い、道路等のインフラを破壊し、結果として地域コミュニティの分断や崩壊を招くようなケースが日本各地で発生している。今後は、適応策も緩和策と同様に継続していく必要があるということを、地域コミュニティに根付かせることが重要であり、地方議会の役割も大きい。

また、日本が抱えている人口減少や少子高齢化社会の影響を最も受けている地域コミュニティでは、気候変動に脆弱な子供たちや高齢者、そして女性への配慮が必要である。地域コミュニティにおける、レジリエンスの強化と、ジェンダー

平等及び脆弱性の高い集団への配慮の同時実現に必要な視点について、パネリストの意見を伺う。

越智団長の発言に対し、アタラ主任は、気候変動が、男女間や周縁化された人々、子供たちに対し、異なった影響を与えていることを適切に評価し、実施される対策が気候変動とジェンダー平等等の両面からどのような効果があるのかを検討する必要がある旨回答した。

（６）第４セッション「気候脆弱性への対処：気候行動に関する包括的かつ公平なアプローチの推進」

ジャクリーン・アモンギン東アフリカ立法議会議員がモデレーターを務め、ヤン・ビーグル国際開発法機構（IDLO）事務総長、デービッド・ポッター国際総合山岳開発センター（ICIMOD）地域活動・グローバルアドボカシー戦略グループリーダー、ジェレミー・アドマハウ・ベナン議会議員及びキャサリン・ウォン国連開発計画（UNDP）気候・安全保障リスクチームリーダーによるプレゼンテーションの後、宮崎議員を含む各国参加議員が発言を行った。

（イ）ビーグル事務総長は、法の支配は気候変動への脆弱性に対する強力な対処手段となり、対策がより効果的かつ衡平となるには、気候正義の観点が重要であることを強調した。さらに、法の支配が、第一に国際協調に必要な信頼と安定性をもたらすこと、第二に女性・女兒の気候変動対策への貢献を促進すること、第三に国民や地域の参画を可能とすることで対策を持続可能なものとするところから、議会人は、より平和で豊かで持続可能な未来への歩みを加速させる重要な役割を担っていると訴えた。

（ロ）ポッター戦略グループリーダーは、ICIMODを構成するヒンドゥークシュ・ヒマラヤ地域は、より急激で深刻な気候変動の影響を受けていることに加え、山岳地帯特有の要因や能力的な課題により、山岳地帯を離れ低地へ移住せざるを得ないという深刻な問題が発生しており、独自文化の喪失及び都市化が課題となっていると説明した。こうした問題に対しては、個々の対策では不十分であり、総合的に課題を捉え、住民目線で山岳地帯での暮らしを理解し、必要な資金が供与されることが必要であると述べた。

（ハ）アドマハウ議員は、ベナンは気候変動に最も脆弱な国の一つであることから、効率的で明確な政策の実施と立法措置が必要であると述べた。このため、ベナンは法律を制定し、政策に反映し、予算編成を行っていることを紹介した。さらに、効果的な対策の実施には、主要排出国からの資金面での貢献が必要である

と訴えた。

(二) ウォン・チームリーダーは、紛争の影響を最も受けている国の多くが気候変動にも苦しんでいるが、気候変動に係る国際的議論では事実上紛争の観点が盲点となっていると指摘した。また、近年では気候変動が、紛争を上回り避難や移住の最大の要因となっていると説明した。さらに、UNDPによる途上国に対するNDC策定支援の取組を紹介し、NDCが平和構築及び紛争予防とも関連していること、気候変動と貧困、紛争、脆弱性の相互作用により周縁化される可能性が高い地域との連携が必要であることを強調した。

(ホ) 宮崎議員は、概要以下のとおり発言した。

世界は、気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つのグローバル危機に直面しており、持続可能な開発目標の達成が脅かされている。これらの危機に対しては、シナジー効果のあるアプローチによって統合的に対処することが必要と考える。日本は、近年、二次的自然環境や都市の緑地等において、維持・管理に必要とされる担い手や資金の不足により、劣化が課題となっている。また、30by30目標の達成に向け、こうした課題以外にも、海域での自然環境の保全も重要なテーマとなっている。海に囲まれている日本は、多様な「ブルーカーボン生態系」が存在している。ブルーカーボン生態系は、気候変動対策の切り札として注目されているほか、高潮対策や海岸浸食対策など適応策の観点からも貢献が期待できる。

(7) 閉会セッション：成果文書の採択

閉会セッションにおいて、成果文書案についてマダガスカル報告委員から、日本を始めとする参加国議会からの修正案提出に謝意が表明されるとともに、議員会議開催中に実施された参加議員との協議等を踏まえ追加修正された内容の説明があった。その後、日本から再提案したロス&ダメージ資金における先進国以外の国による自主的な支援の奨励を含む成果文書が、コンセンサスを得て採択された（成果文書の全文は別添参照）。

3. 議員会議以外の活動

日本国会代表団は、派遣期間中、議員会議出席に加え、韓国国会議員団と会談を行い、次期NDCの策定に向けた両国の取組、環境問題への両国議会の協力等に関する議論を行った。

このほか、政府関係者からCOP29における政府間交渉の進捗状況等について説明を聴取した。また、COP29会場において、ジャパン・パビリオンを視察し、出展する全11企業から、再エネ、省エネ、廃棄物処理システム、ゼロカー

ポンビル、洪水シミュレーション、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（CCUS）及び衛星を用いた観測技術等の展示について説明を聴取し、さらに、現地邦人企業及びC O P 29 参加企業関係者との懇談会を実施し意見交換を行った。

気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（C O P 29）の際の議員会議

2024 年 11 月 16 日及び 17 日、バクー（アゼルバイジャン）

成果文書

- （１）我々、議会人は、アゼルバイジャンのバクーで開催された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（C O P 29）に集い、
- （２）国連気候変動枠組条約（U N F C C C）及びパリ協定の原則及び目的並びにこれまでの国連気候変動枠組条約締約国会議（C O P s）の成果を想起し、
- （３）第 1 回グローバル・ストックテイクの成果物を想起するとともに、1.5℃目標を達成可能な範囲に保ち、「世界の温室効果ガス排出量を大幅、迅速かつ安定的に 2019 年比で 2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減し、2050 年までに二酸化炭素排出量をネットゼロにすることを求める」緊急の行動と支援が必要であることを強調し、
- （４）深刻な干ばつ、壊滅的な洪水及び前例のない気温上昇を含む、過去数年間で頻度と激しさを増している壊滅的な自然災害を深く懸念し、その結果、早期の行動がますます不可欠になっていることを認識し、
- （５）2019 年の第 141 回 I P U 会議で採択された決議「気候変動への取組」を始めとする関連決議及び 2022 年の第 144 回 I P U 会議でのヌサ・ドゥア宣言「ゼロに向けて：気候行動に対処するための議会の結集」並びに第 148 回 I P U 会議で採択された I P U 決議「気候行動のためのパートナーシップ：低廉なグリーンエネルギーへのアクセスの促進並びにイノベーション、責任及び衡平性の確保」を指針となる文書として想起し、
- （６）パリ協定の実施を加速させるため、気候資金に関する新規合同数値目標の設定についての審議の重要性を認識し、各国政府及び社会に対し、パリ

協定の目標達成に向けた努力の結集を促すことが、気候変動の悪影響の適応及び緩和に貢献することを確信し、

(7) 気候変動と闘うためには、全ての国、議会、研究機関及び官民の組織並びに市民社会のパートナーシップを強化することが重要であることに留意し、

(8) 各国の目標を達成するためには、2030年までに年間最大3,000億米ドル、2050年までに年間最大5,000億米ドルの投資が必要との予測が示すとおり、気候変動がもたらす世界的な課題の深刻化が、2050年までのネットゼロ・エミッションの目標達成を複雑にしていることを認識し、また開発途上国に対する気候資金が著しく不足していることを認識し、

(9) 2023年にアラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催されたCOP28の際の議員会議の最終文書に記載された、気候関連問題における議会人の役割に関する提言を支持する必要性を強調し、

(10) グローバル・ストックテイクの結果は、パリ協定の関連規定に従い自国が決定する方法によって自国の行動及び支援を更新し、及び強化するに当たり、並びに気候に関する行動のための国際協力を強化するに当たり、パリ協定の締約国に対し、情報が提供されることであることを想起し、

(11) 条件付NDCsの追加的かつ完全な実施及び継続により、今世紀末までに地球温暖化を2.5℃まで下げ得るとする一方、現在の無条件の「国が決定する貢献（NDCs）」の完全な実施のため、世界の地球温暖化を2.9℃に抑えることを目標とする国連環境計画（UNEP）の「排出ギャップ報告書2023」における調査結果に危機感を持ち、

(12) 気候変動が持続可能な開発目標（SDGs）達成の障害となり得ることを認識し、

(13) 適応への緊急性を高め、適応する際の適切な支援の重要性に留意し、かつ適応行動全体を強化するために最大限求められる、適応資金ギャップを埋める必要性を強調し、

(14) 必要に応じて、気候変動への対応に議会人が関与する必要性並びに国別適応計画（NAPs）、適応に関する情報及びNDCsに整合するよう、各国の法律を実施することの重要性を強調し、

1. 各国議会に対し、NDCs並びにUNFCCC及びパリ協定の目標及び原理に沿って緩和及び適応の取組に対処するために関連する法律及び監視メカニズムを通じて、各国政府の行動を支援するよう要請する。
2. 各国の方向性はその国独自のエネルギー状況、経済ニーズ、国の優先事項によって決定され、また各国に対し、NDCs及び科学的証拠に従って2050年までにネットゼロ目標を達成するため、停止していない石炭火力の段階的削減を加速し、必要に応じて移行燃料を使用するよう奨励することを認識すると同時に、再生可能エネルギー発電容量を3倍とすることを支援する法律を採択し、2030年までにエネルギー効率を2倍に改善し、化石燃料及び非効率な化石燃料補助金からの漸進的な移行を通じて、公正で、秩序があり、かつ衡平な方法で、化石燃料からクリーン・エネルギー・システムへの移行に向けた努力を加速させるべく、各国議会に対し、SDGs 17項目を実施するため、クリーンエネルギー、特に再生可能エネルギーへの移行を加速するための投資を増やすよう、各国政府に働き掛けるよう要請する。
3. 各国議会に対し、特にメタン排出を含む非二酸化炭素排出の大幅削減に向けた作業を加速させ、具体的なメタン削減目標をNDCsに盛り込むよう政府を支援することを要請する。
4. 議会人に対し、環境及び生態系のバランスに影響を与える紛争、戦争及び軍事衝突の結果を防止するため、国際的なプラットフォームに積極的に参加するよう要請する。
5. 各国議会に対し、紛争及び紛争終結地域における地雷及び不発弾による環境被害について、国際社会においてより包括的な理解を深めるよう求

めるとともに、この分野で支援を必要としている国々からの要請にも注意深く対応するよう要請する。

6. 議会人に対し、水に関する包括的かつ長期的な政策を支援し、安全で清潔な水へのアクセス及び持続可能な利用を拡大し、増大する気候変動の影響に耐え得る、より強靱な給水・衛生システムなどの適応策を促進し、持続可能な水資源管理のための投資を支援し、革新的な資金調達を要請する。
7. 各国議会に対し、革新的な資金調達を奨励し、特に、新技術への持続的な投資、その応用に関するイニシアティブ及びその利用を刺激することにより、気候変動緩和及び適応プログラムにおける国内企業及び多国籍企業を活性化させることを目指す新たな法的メカニズムを創設する必要性を強調する。
8. 災害、洪水、干ばつ、砂漠化、土地劣化などの異常気象の影響を予防し、緩和し、適応するため、より機動的で運用可能かつ包括的な協力メカニズム、特に確固とした透明性のあるデータの共有を確立するべく、国際社会の全メンバーの間で、イニシアティブ及び知識の共有の努力を高める必要性を強調する。
9. 議会人に対し、廃水、放射性廃棄物及び家庭廃棄物が人類の健康及び環境に及ぼす有害な影響を防止し、家庭廃棄物を生産工程における原材料として統合する法改正を行うよう要請する。
10. 各国議会に対し、健康と気候変動の関連性、気候変動が健康リスクを増大させる要因であることを認識し、全ての人々、特に社会的弱者にとって良い健康結果をもたらすよう、気候変動による食糧不安、異常気象による疾病、媒介感染症など気候変動の影響に強靱な保健システムを構築するために、多部門にわたる政策及び投資を支援するよう要請する。
11. 各国議会に対し、気候、生物多様性、損失及び汚染に関連する保護法制のための国際協力を促進し、エコサイドに対処するよう奨励する。

12. 各国議会に対し、立法、監督及び代表機能を通じて、気候変動の影響を不当に受ける集団、特に女性、子供、高齢者、障害者、若者及び少数民族を含む脆弱な状況にある集団のニーズに対応し、ジェンダー平等及び公平性の原則に従って気候目標を実施するよう要請する。
13. 議会人に対し、自国政府と協力して自主的かつ相互に合意する条件で技術移転を支援し、開発途上国が可能な限り低廉なクリーンエネルギーを利用できるよう最新技術へのアクセスを確保し、民間部門がこの取組を支援することを促す立法基盤を積極的に構築するよう要請する。
14. 各国議会に対し、気候変動を食い止めるための世界的な取組において、AIの出現によってもたらされる可能性を活用しつつ、そのリスクを最小限に抑え、利益を最大化するよう促す。
15. 先進国において、開発途上国に向けた気候資金へのアクセスと予測可能性及び既存のニーズに見合った資金配分強化について関連金融機関による改革支援を含む資金面で関与することの必要性を強調し、また、開発途上国、特に小島嶼開発途上国や後発開発途上国への損失及び損害（ロス&ダメージ）資金の緊急的な送金を支援することを先進国のみならず、その他の諸国においても、自主性に基づいて行うことを推奨する。
16. 各国議会に対し、国連気候変動枠組条約及びパリ協定に概説される財政及び技術的資源に関する規定に沿って、災害に見舞われた国々を支援するよう要請する。
17. 各国議会及び政府に対し、それぞれの国において、生態学的、社会的、経済的、行政的、立法的な領域にわたるイニシアティブを調整するため、効果的かつ機動的な複数利害関係者による協働メカニズムを確立するよう要請する。
18. 各国議会に対し、気候に強靱な世界への移行を理解し、参加するために必要な知識、技能、価値観及び行動様式を個人に習得させるために、気候変動教育が全ての教育レベルにおいて確実に主流となるようにし、気候変動に関する研修プログラム及び国民意識を向上させるイニシアティブを推進するよう要請する。

19. 各国議会に対し、気候行動、情報、教育、議論、協議への市民参加の重要性を強調しつつ、気候変動に対する認識を高め、誤情報に対抗し、気候変動に関する取組において市民社会の幅広い参加を促進するよう要請する。
20. 議会人に対し、気候変動にコミットし、とりわけ 2025 年に見直される「国が決定する貢献」の実施並びに関連法案の採択及び施行における透明性を推進するよう要請する。
21. 気候変動、環境汚染、生物多様性の喪失及びその他の環境問題に対する国民の意識に焦点を当てた国際的なプラットフォームに議会人が参加することの重要性を強調する。
22. 国際金融機関に対し、地域や国に根ざした気候関連プログラムを策定する際に、各国議会人と協議するよう求め、気候資金に関する知識及び経験に関する意見交換、気候投資計画の作成、気候投資の促進及びグローバルグリーンファンドを通じた世界的な気候資金の誘致において、開発途上国との協力体制を強化するよう要請する。
23. 各国議会に対し、持続可能な生態系管理の実施、森林破壊との闘い、生物多様性の保護及び汚染への対処を含む、森林、海洋及びその他の生物多様性のホットスポットの保全及び回復のためのイニシアティブを促進するよう要請する。
24. 2025 年の C O P 30 に先立ち、I P Uを通じて、今次議員会議における提案の実施をレビューし、取組の評価を促進することにコミットする。

C O P 29 の際の議員会議に参加した議員団は、全ての人のための持続可能な未来を確保する機会の窓が急速に閉ざされつつあり、気候変動による脅威に対処するため、あらゆるレベルでの世界的な取組が緊急に必要であることを我々が認識するこの時に、この世界的な議員会議を主催したアゼルバイジャン共和国及びアゼルバイジャン共和国議会に対し感謝の意を表したい。